



宮 崎 県 公 報

平成29年10月9日 (月曜日) 号外 第 53 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 41,700 円

目 次

	頁
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成29年9月30日現在次のとおりである。

平成29年10月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,537人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,855人

宮崎県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成29年9月30日現在次のとおりである。

平成29年10月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

串間市選挙区 5,417人